

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○
○○ ○○
○○ ○○
○○ ○○

処分庁 嘉麻市長 赤 間 幸 弘

審査請求人が令和5年6月29日付けで提起した、令和5年度住民税の均等割り賦課決定処分についての審査請求（令和5年度第1号）について、嘉麻市行政不服審査会に諮問し、その答申を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

嘉麻市（以下「処分庁」という。）が審査請求人○○○○に対して行った令和5年度住民税の均等割り賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に関し、審査請求人○○○ ○及び同○○○○に審査請求適格は認められず、その審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条1項の規定により却下する。

本件処分に係る審査請求人○○○○の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、同法第45条2項の規定により棄却する。

第1 事案の概要

- 1 嘉麻市（税務課）は、令和5年6月2日付けで○○○○に対して、給与所得にかかる住民税の均等割り金5,500円の処分をした。
- 2 令和5年6月29日、審査請求人は、嘉麻市長に対し、本件についての審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 同一生計世帯員のうち一人でも住民税の課税をされると、世帯員全員が課税世帯

として介護保険料や国民健康保険税等が非課税世帯と比較して増税されるため、審査請求人〇〇〇〇及び同〇〇〇〇も審査請求適格を有する。

(2) 本件処分は不適法である。また、本件処分の根拠法令である地方税法及び嘉麻市税条例第24条2項が定める市民税の均等割を課さない場合の課税基準（以下「本件課税基準」という。）は、住民税が非課税となる生活保護世帯が受ける取扱い等に鑑みて著しく不合理であり、処分庁が本件課税基準を見直さないことも含めて憲法第14条に違反する。

2 処分庁の主張

本件処分は、地方税法及び嘉麻市税条例に基づき、適法かつ適正になされたものであり、何ら違法・不当な点はない。

第3 理由

1 審査請求適格について

審査請求は、「行政庁の処分に不服のある者」がなしうるが（行政不服審査法第2条）、それは当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。しかるに、審査請求人〇〇〇〇及び同〇〇〇〇は本件処分の相手方ではないから、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者ということとはできず、同人らに審査請求適格は認められない。

2 本件課税基準の憲法適合性、本件処分の適法性について

審査請求人は、本件処分が不適法であるとともに、本件課税基準に関し、①被保護世帯との関係でその取扱いが著しく不合理であり、憲法の平等原則（憲法第14条1項）に反すること、②処分庁が本件課税基準を見直すことをしないという立法行為の不作为が憲法第14条に反することを主張するものと考えられる。

しかし、審査庁は行政機関であり、法令の有効無効を判断する違憲審査権を有しないから、行政上の不服申立てにおいては、審査庁は、一見明白かつ重大な瑕疵の存在が認められない限り、当該法令の合憲性を前提として審査するのが相当である。そして、本件処分の根拠法令である地方税法及び嘉麻市税条例に基づく本件課税基準について、一見明白かつ重大な瑕疵が存在するとは認められない。したがって、地方税法及び嘉麻市税条例をそのまま適用し、本件課税基準の憲法適合性に瑕疵はないものとして扱う。

また、賦課事務は地方税法及び嘉麻市税条例その他の法令に基づく事務であり、本件処分はそれらの法令に基づき適法かつ妥当に行われたものであって、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。他に本件処分の適法性に影響を与える事情もない。

第4 結論

以上のとおり、主文のとおり裁決する。

令和6年3月25日

審査庁 嘉麻市長 赤間 幸弘

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は嘉麻市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。